

令和6年度物価高騰重点支援給付金 調整給付金のお知らせ

「調整給付金」とは？

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の推計所得税額から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割額から1万円）の「定額減税」が行われます。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

対象者

令和6年分の所得税と令和6年度分の個人住民税所得割の少なくとも一方を課税されており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方に対して支給します。

所得税

住民税所得割

定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

減税できた額

減税しきれない額
A

減税できた額

減税しきれない額
B

給付額AとBの合計金額（合計額を1万円単位で切上げ）

支給方法

手続き不要で「支給のお知らせ」に記載の口座に振り込みます。

お知らせには公金受取口座（マイナンバーカードの登録口座）又は過去に給付金が振り込まれた口座を記載しています。

すでに口座を解約されている場合等は、改めて口座を登録しますので令和6年8月2日（金）までにご連絡ください。（再度登録する場合、支給が1ヶ月以上遅くなる場合がありますので、ご了承ください。）

「令和6年度分推計所得税額」欄の数値は現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており。令和6年分所得税額が判明した際に当初給付額に不足があることが判明した場合には、令和7年以降に追加給付予定です。



低所得世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、川西市や川西警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

市の職員が給付金についてATMで操作をお願いすることは絶対にありません。

定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

〒666-8501 川西市中央町12-1 川西市物価高騰重点支援給付金担当(市役所5階 503会議室)
072-740-3050 受付時間 平日9:00~17:00